

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が○年○月○日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、A所在のB病院（以下「勤務先病院」という。）に看護師として勤務していた。
- 2 請求人は、○年○月○日、勤務中に入院患者から暴行を受け負傷し（以下「本件事件」という。）、翌○日、勤務先病院を受診し、「頸部挫傷、左前腕圧挫傷、顎関節症」と診断され、○年○月○日、C医療機関を、同年○月○日、D医療機関を受診し、それぞれ「抑うつ状態」と診断され、同年○月○日、E医療機関を受診し、「適応障害」と診断された。
- 3 本件は、請求人が精神障害の発病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に○年○月○日から○年○月○日まで及び同年○月○日から○年○月○日までの間の休業補償給付の請求をそれぞれしたところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人に発病した精神障害の病名と発病時期については、○年○月○日付け労働局地方労災医員協議会精神障害専門部会意見書において、本件事件直後に、不安、吐き気、食欲不振等の症状が顕著に出現している経過から、○年○月○日にICD-10診断ガイドラインの「F43.0 急性ストレス反応」を発病し、その後、「F43.2 適応障害」(以下「本件疾病」という。)に移行したと判断している。当審査会としても、請求人の症状経過等に照らして、同意見は妥当なものであると判断する。

(2) 本件疾病を含む精神障害の業務起因性の判断基準は、厚生労働省労働基準局長が決定書に記載の「心理的負荷による精神障害の認定基準について」(平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。)を策定しており、当審査会としてもこれを妥当と判断するので、以下、認定基準により検討する。

(3) 請求人は、本件疾病の発病前おおむね6か月間(以下「評価期間」という。)に業務により心理的負荷をもたらされた出来事として、①本件事件による強い心理的負荷、②本件事件による重度の負傷、③発病後の職場での嫌がらせ、パワハラ、セクハラ、とりわけ異動の強行による病態の悪化等を主張している。当審査会において、請求人が主張する各出来事について検討すると、次のとおりである。

ア 請求人は、本件事件による強い心理的負荷があったと主張する①の出来事について、「女性の入院患者である加害者が、病棟○階の廊下で、請求人の首元をつかみ、請求人を前のめりに床に倒そうと力を入れたため、これに対抗

して請求人が起き上がろうとしたところ、請求人の首を支点に〇回以上引っ張り合いになり、また、加害者に両手首をつかまれて振り回され、足をかけて倒されそうになった、加害者の爪で手首から出血し感染症による死の恐怖がよぎった等、〇分近く暴行を受けたため強い心理的負荷があった」旨を述べている。

さらに、請求人は、本件事件後、外傷性ストレス障害や良性発作性頭位めまい症を発病するほどの暴行であったと主張する。

この出来事については、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、具体的出来事の「悲惨な事故や災害の体験、目撃した」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に当てはめて判断すると、a 加害者は鋭利な刃物等危険物は所持せず素手であったこと、b 加害者の爪により出血し、感染症の恐怖はあったものの、骨折を伴うような状況になった事実は認められないこと、c 外傷性ストレス障害や良性発作性頭位めまい症と本件事件との関係は明確でないことから、その心理的負荷は「自らの死を予感させる程度」までには至っていないものとみることが妥当であり、その心理的負荷の評価は「中」とであると判断する。

イ 請求人が本件事件による重度の負傷があったと主張する②の出来事について、F 医師は、〇年〇月〇日付け意見書において、傷病名を「頸椎捻挫、腰椎捻挫」、所見は「レントゲン上明らかな骨傷なし、MR I 異常なし、神経学的に異常なし。」と述べている。当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、具体的出来事の「(重度の) 病気やケガをした」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅲ」）に当てはめて判断すると、請求人が本件疾病に係る入院をした事実はなく、また、F 医師の意見書の内容からも原職への復帰ができないような後遺障害が残る重度の負傷であったとは考え難いことから、その心理的負荷の評価は「中」とであると判断する。

ウ 請求人は、急性ストレス反応の発病後、長期にわたる職場での嫌がらせ、パワハラ、セクハラにより病態が悪化し、本件疾病の適応障害に移行したと主張するが、請求人が主張する長期にわたる職場での嫌がらせ、パワハラ、セクハラは評価期間後の出来事であって、これを評価することはできない。

また、請求人は、無理な異動の強行により適応障害に移行したとも主張す

るが、看護部長から請求人を外来に異動させる案が最初に示されたのは〇年〇月〇日、実際に外来で職場復帰したのが同年〇月〇日であり、評価期間から既にそれぞれ約〇か月、約〇か月が経過した時点の出来事であって、これも評価することはできない。

なお、請求人は既に発病していた本件疾病が職場の嫌がらせ等により悪化したという主張をしている。認定基準においては、「特別な出来事」に該当する出来事があり、その後おおむね6か月以内に対象疾病が自然経過を超えて著しく悪化したと認められる場合については、悪化した部分については、業務上の疾病として取り扱うこととしているところ、請求人の主張する出来事は認定基準に定める「特別な出来事」（心理的負荷が極度のもの又は極度の長時間労働）には該当せず、請求人の主張は認められない。

(4) 業務以外の出来事及び請求人の個体側要因については、特筆すべき事項は認められない。

(5) 以上のとおり、請求人に係る本件疾病の発病前の評価期間の出来事は、業務による心理的負荷の総合評価の「中」が2つで、業務以外の出来事及び請求人の個体側要因はなく、請求人の業務による心理的負荷の全体評価は「中」と判断することが妥当であり、「強」には至らないことから、請求人に発病した本件疾病が業務上の事由によるものと認めることはできないものと判断する。

なお、請求人のその他の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

(6) また、請求人の休業補償請求権については、当審査会としても、決定書（略）理由に説示するとおり、〇年〇月〇日から〇年〇月〇日までの間及び〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの間の同請求権が時効により消滅しているものと判断する。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。